

電波利用料の免除額等の試算について

補足資料5

(億円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
全額免除対象局における全額免除額の計	8.8	9.0	9.4	9.4	11.7
半額免除対象局における半額免除額の計	3.4	3.5	3.6	3.7	4.2
全・半免対象局における免除額の合計	12.4	12.5	13.0	13.1	15.9

平成17年12月以降、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した料額に変更

国等の無線局は、電波法等においてその無線局の用途に応じ電波利用料の全額免除、半額免除を規定。

平成18年9月現在

減免するもの	主な免許人	免除の内容	無線局数	局種	根拠法令
消防、水防用無線	地方公共団体	全額免除	119,498局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第12項 第2号、同3号
防災用無線	地方公共団体	半額免除	174,692局	移動通信 固定通信	電波法第103条の2第13項
国の無線局	警察庁 国土交通省 法務省	全額免除	258,051局	移動通信 固定通信 レーダー	電波法第104条
独立行政法人(※) (元来の国の事務を引継ぐ法人のみ)	国立青少年教育振興機構 国立文化財機構 国立高等専門学校機構	全額免除	3,753局	移動通信 その他	電波法第104条及び 電波法施行令第11条

※このほか、国立大学法人法施行令第23条第3項の規程により、国立大学法人のうち文部科学大臣及び総務大臣が指定するものを独立行政法人とみなし、電波利用料の全額免除がされている。(19年3月現在 1,921局)